資料2

景観重要建造物指定について

～三輪均邸長屋門～

石岡市　都市建設部都市計画課

令和8年10月2日（金）

景観重要建造物について

■景観重要建造物

　地域の景観上重要な建造物で，個性ある景観づくりの核として，その維持，保全及び継承を図るため，景観行政団体の長が指定するもの。

■指定の考え方（法令及び景観計画）

①地域の自然，歴史，文化等からみて，建造物の外観が景観上の特徴を有し，景観計画区域内の良好な景観形成に重要なものであること

②道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること

本市の景観重要建造物

13棟の建造物を指定済（看板建築１棟，茅葺き12棟）


平松理容店舗兼住宅


大場家住宅主屋


三輪晃士邸


坂入家住宅


保科邸長屋門


鴻巣邸長屋門


八郷・かや屋根みんなの家


木崎邸


岡野邸長屋門


新田家住宅主屋


川島家住宅


谷仲邸長屋門


鎌田邸

指定に伴う義務等

（１）現状変更の規制

・建造物の増改築や外観を変更するような行為を行う場合には、市の許可が必要となる。

（２）所有者の管理義務

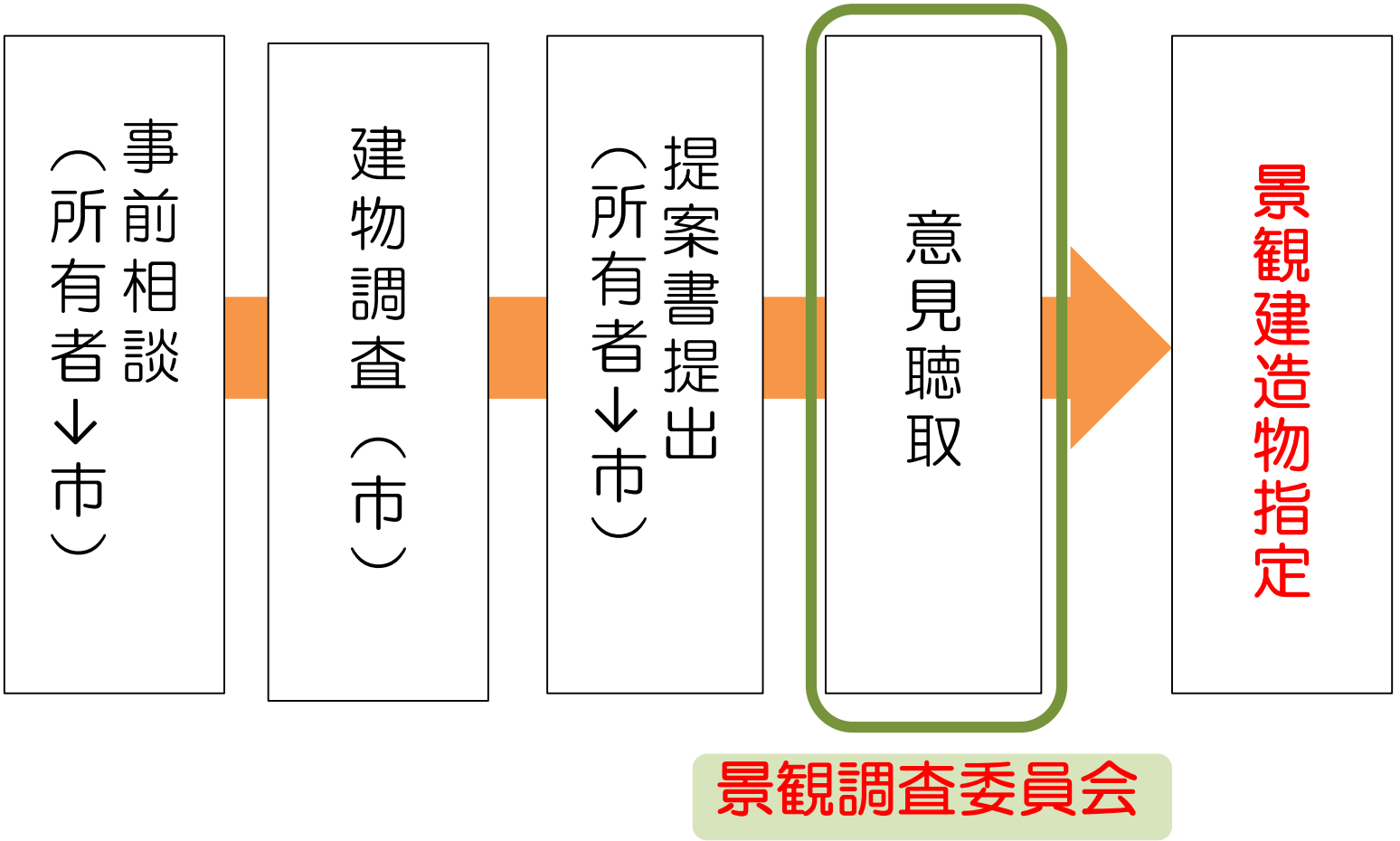
・建造物の良好な景観が損なわれないよう適切に管理すること。
・消火器の設置その他の防災上の措置を講じること。
・建造物の状況について定期的に点検し、市長に報告すること。

指定のメリット

■建造物の指定を受けた場合、石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業を活用できる。

補助対象区域	補助対象物件	補助対象経費	補 助 率	補助限度額
市内全域	景観重要建造物 （茅葺き屋根以外）	・外観の修理経費 ・修理に伴う撤去経費 ・設計費及び監理費	補助対象経費の 9/10以内	（10年に1回） 500万円
	景観重要建造物 （茅葺き屋根）	・外観の修理経費 ・修理に伴う撤去経費 ・設計費及び監理費	補助対象経費の 9/10以内	（5年に1回） 250万円
	設　備	・外観の修理と併せて行う、建築設備の設置、改修経費（店舗のみ。）	補助対象経費の 4/5以内	100万円

指定までの流れ



景観重要建造物　案件（三輪均邸長屋門）

1	名　　称	三輪均邸長屋門
2	所 有 者	三輪　均　様
3	所 在 地	石岡市上曽886-1
4	外観特徴	茅葺き屋根長屋門
5	建築年代	明治時代中期以前
6	延べ床面積	約33.05㎡
7	建物用途	門



長屋門

令和7年度第4回石岡市景観調査委員会の内容への対応

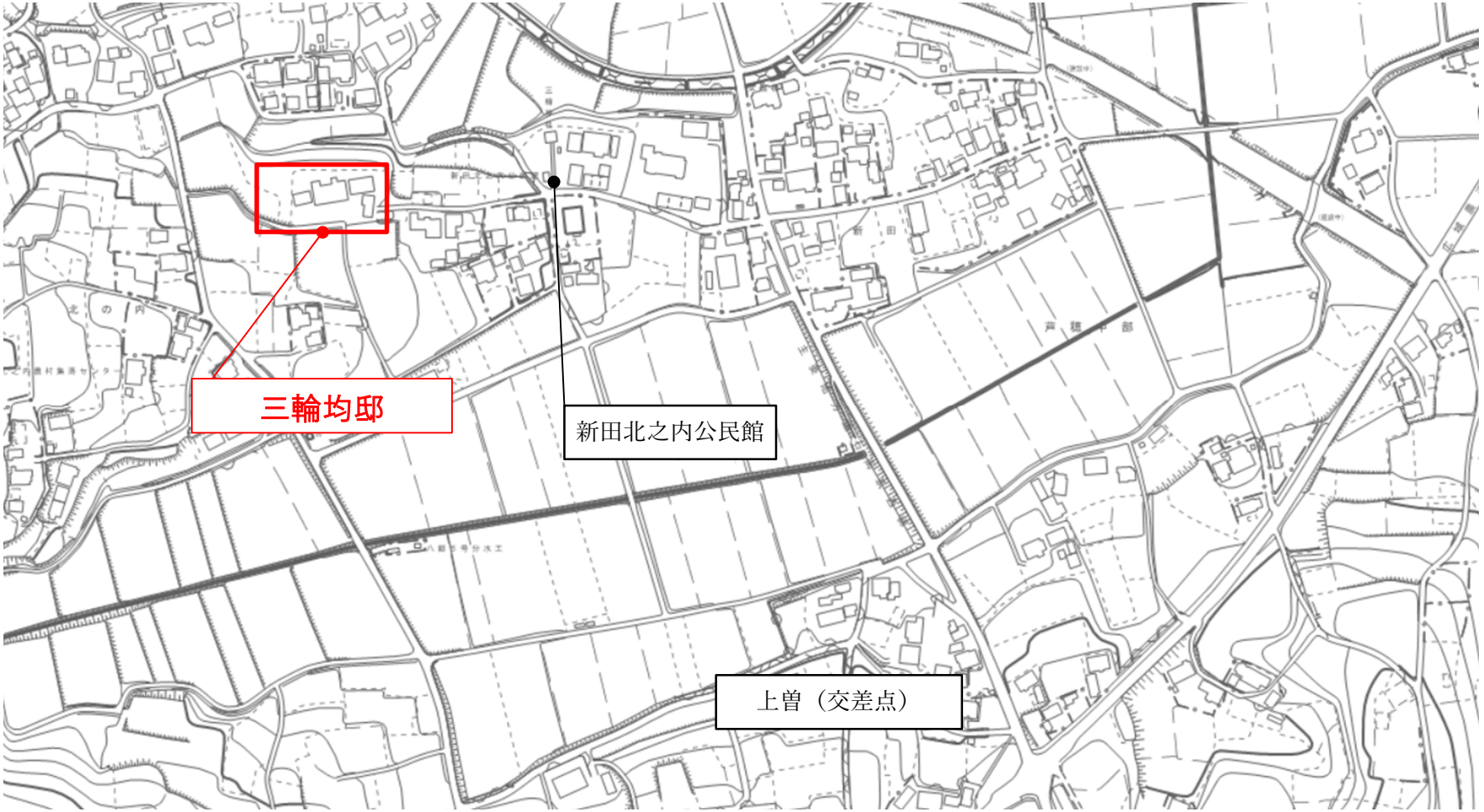
（１）現地調査後に景観重要建造物の認定について採決を行う。

令和８年５月18日（月）に藤川会長および事務局にて現地調査を実施しました。

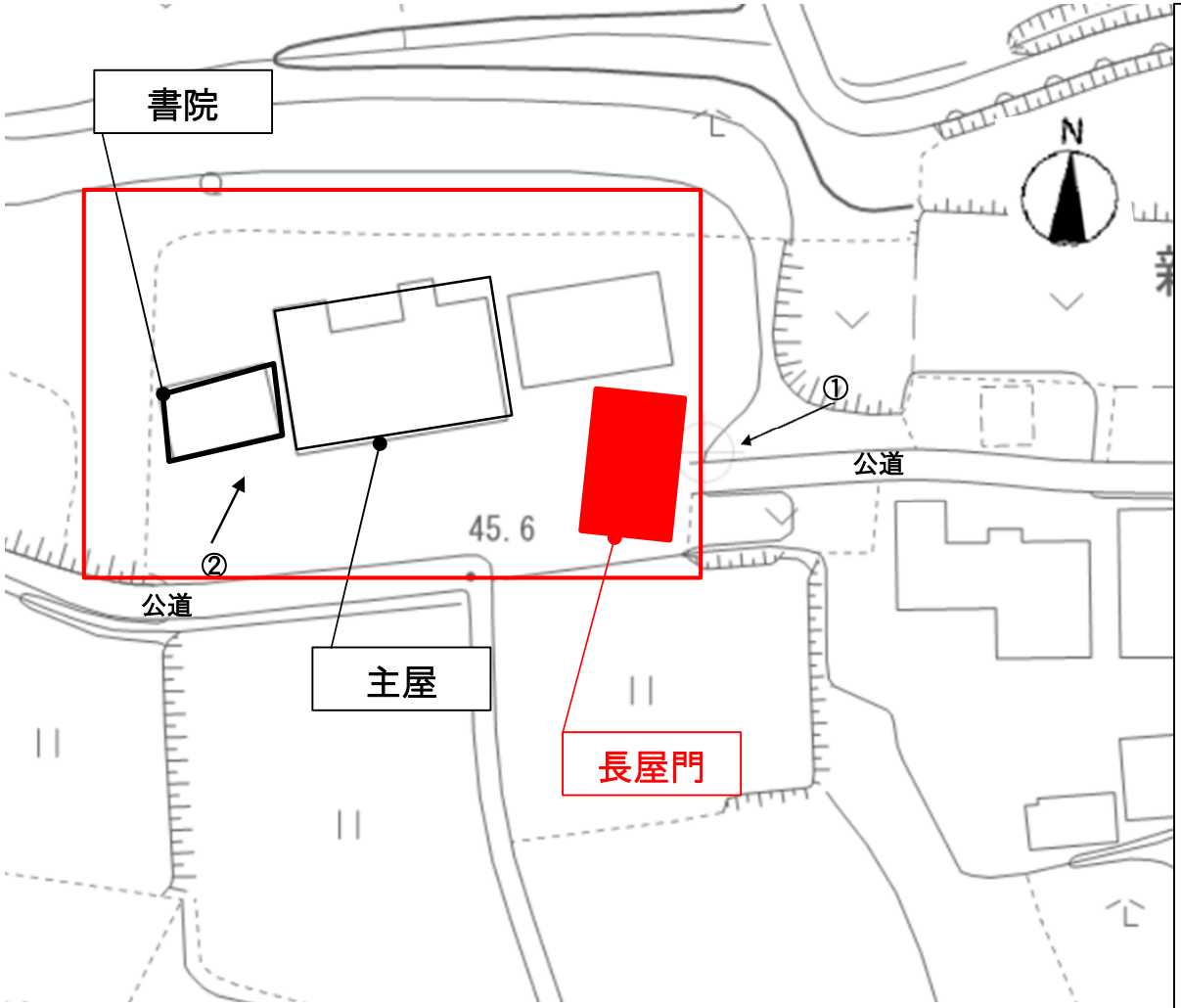




位置図①



位置図②



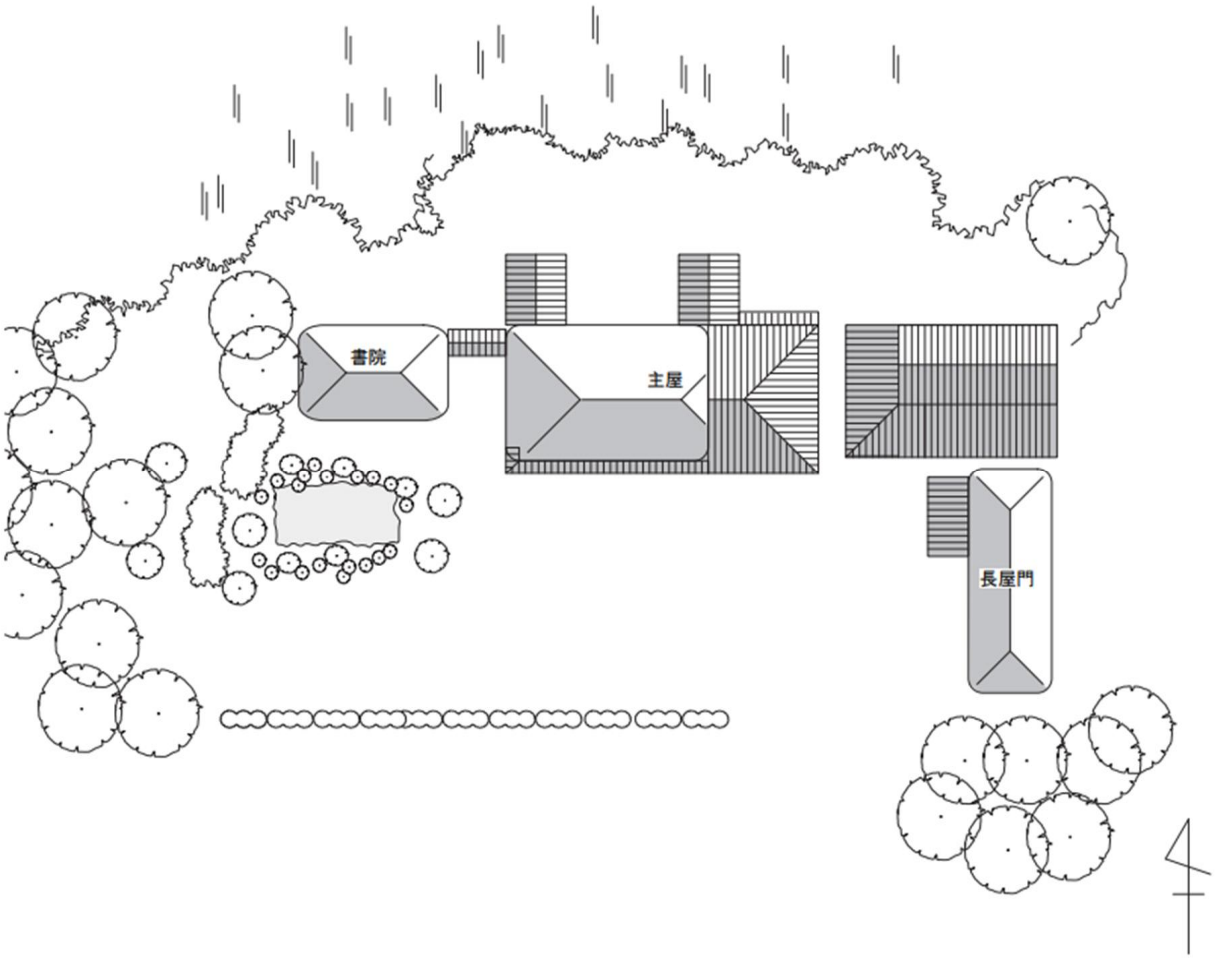
①長屋門



②書院

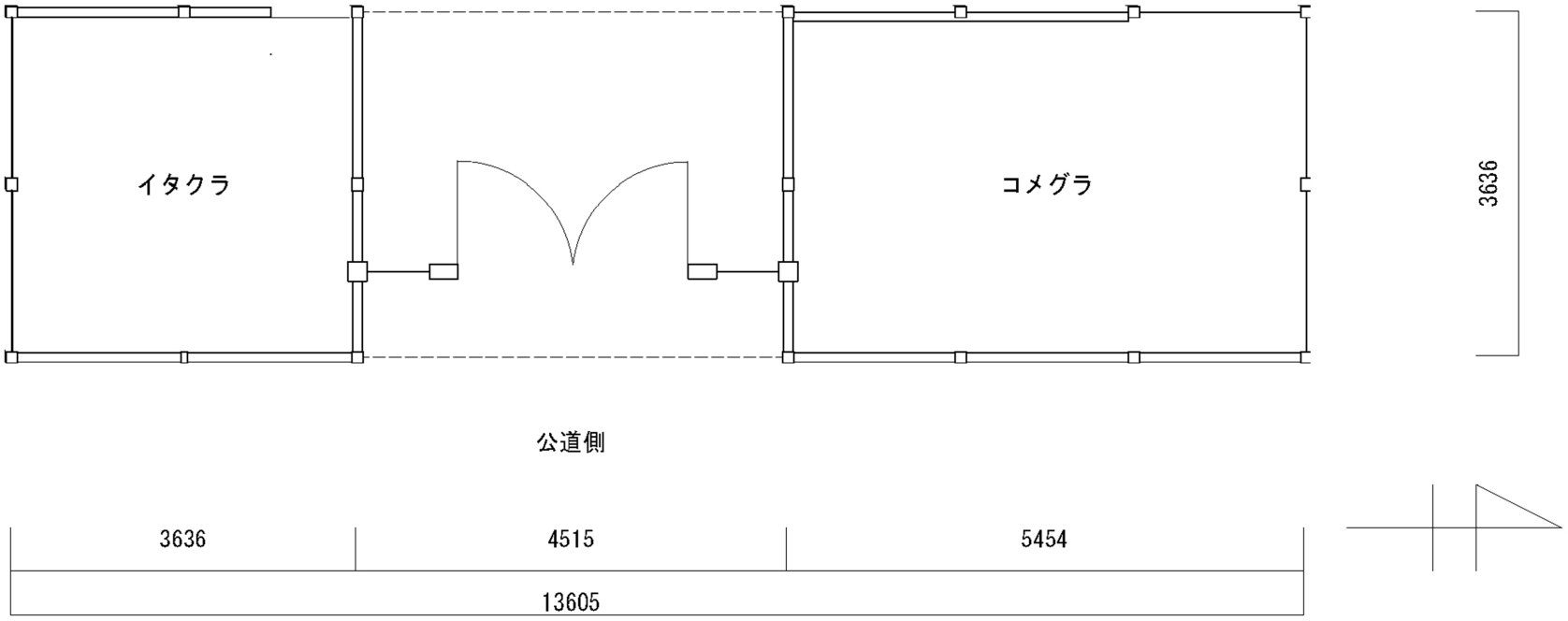


配置図



平面図(長屋門)

延べ床面積:約33.05㎡

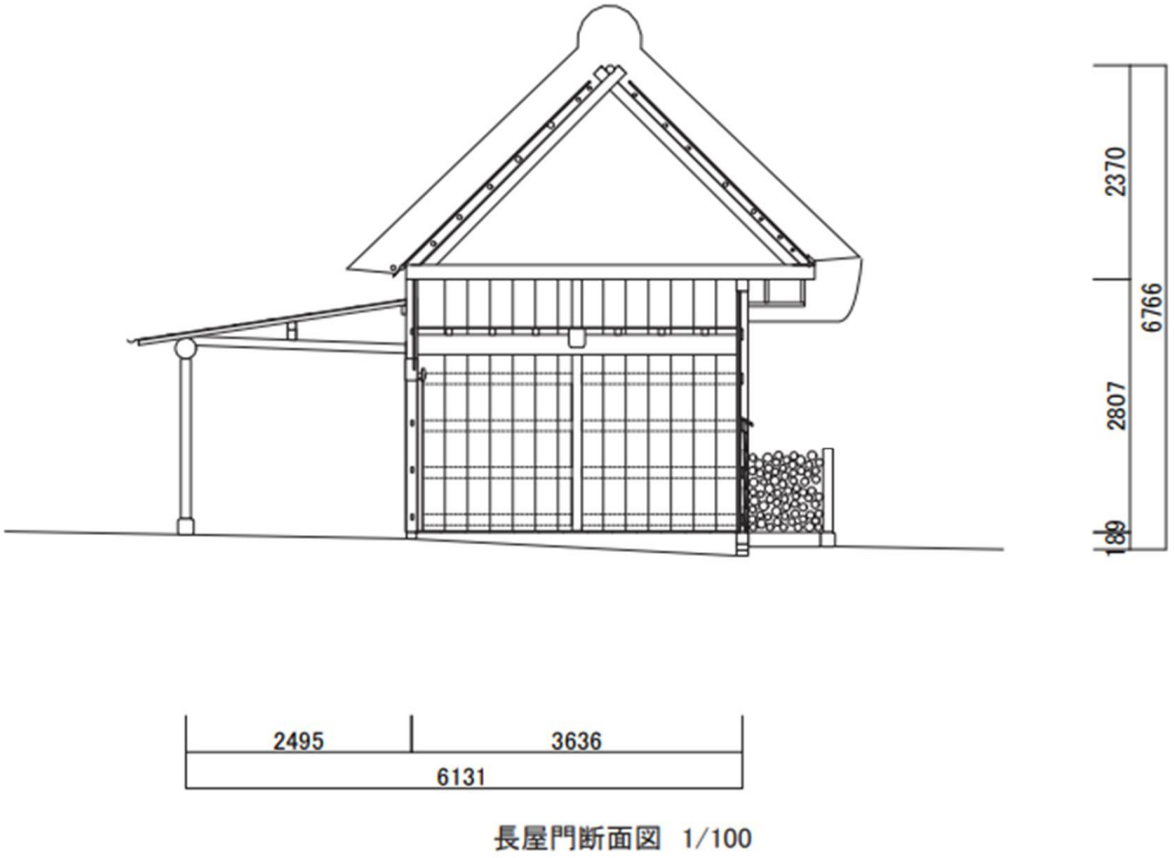


長屋門平面図　1/100

※前回の資料から開き扉の向きを
修正しました。

立面図（長屋門）

延べ床面積：約33.05㎡



長屋門断面図　1/100

現況写真（長屋門）



東側



小屋裏



西側



軒裏

現況写真（公道から見た長屋門）







所　見（長屋門）

県道７号線から西に緩やかに上る三輪神社の参道を、神社の前を通り過ぎて、さらに西に上った突き当たりの位置に三輪家の屋敷はある。三輪家長屋門はこの屋敷の東側正面にたつ、桁行７間半・梁間２間の規模で寄棟・茅葺きの屋根を持つ建物である。正面向かって右側（北側）３間がコメグラ、左側（南側）２間がイタグラと称されている。いずれも現在では土間であるが、コメグラにはかつて低い位置に板の床が張られていたという。両者の間２間半を吹き放ちとし、正面から半間入った位置の中央１間半幅の部分に両開きの扉を設け、両脇は半間幅の板壁としている。

正面（東側）と南面の外壁およびイタクラ西南の外壁は土壁とし、腰壁は縦板張り、上壁は漆喰塗りで仕上げている。その他は板壁である。敷地の東側だけでなく、南側にも接続道路があるため、目立つところを土壁の仕上げにしたのであろう。

正確な建設年代は不明だが、腰壁上端の見切縁に和釘が用いられているので、明治時代中期以前の建設であることは確実である。当家が江戸時代に名主をつとめていたことを考慮すると、建設年代が江戸時代に遡る可能性も低くない。

この長屋門は屋敷の東側に昔ながらの外観を見せており、景観上の価値が高いと考えられる。

筑波大学　教授　藤　川　昌　樹

（令和８年度所見作成）